

金融円滑化に係る取組状況について

当会の金融円滑化に向けた取組状況について、以下のとおりお知らせいたします。

理事会において、同法に係る本会の対応方針・関係規程制定・体制整備等について上程、決議しました。

- 「金融円滑化にかかる基本的方針」の制定
- 「金融円滑化管理規程」の制定

〈体制の整備〉

コンプライアンス推進委員会の役割発揮

金融円滑化を適切に推進するため、コンプライアンス推進委員会において、定期的に金融円滑化管理にかかる分析・評価を行い、改善策の協議を行うこととしています。

金融円滑化管理責任者等の設置

金融円滑化にかかる統括的な役割を担う責任者（金融円滑化管理責任者）を統合本部担当常務として設置し、本会全体の対応状況を把握して、コンプライアンス推進委員会へ報告するとともに、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

金融円滑化管理担当者の設置

本店及び支店（以下「各店舗」という。）に金融円滑化管理担当者を本店・和歌山支店は営業部長、支店は支店長として設置し、金融円滑化管理責任者と連携を図りつつ、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めています。

融資相談・苦情相談窓口の設置

各店舗に金融円滑化にかかる利用者からの相談を受け付ける窓口を設置しています。

経営相談・指導等への取組み体制

利用者からの経営相談については、積極的かつきめ細かく取り組むこととし、漁家経営指導員との連携も含め対応いたします。

個別案件にかかる対応

各店舗は審査部と緊密に連携し、金融円滑化の観点からの個別案件対応の適切性の確保を図ります。

謝絶または条件を付する場合は、審査部と協議を行い、金融円滑化管理責任者へ報告します。

申込と対応状況について（21年12月4日（法施行日）～28年9月末の実績）

	事業資金	住宅資金
貸付条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	238	44
うち、実行に係る貸付債権の数	237	44
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	1	0

以上